

平成 28 年度における行政不服審査法等の  
施行状況に関する調査結果

－ 地方公共団体における状況 －

平 成 31 年 3 月

総 務 省

# 平成 28 年度における行政不服審査法等の 施行状況に関する調査結果

## － 地方公共団体における状況 －

### 第 1 調査目的等

#### 1 調査目的

行政上の不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

本調査は、旧行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧法」という。）、改正後の行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新法」という。）等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握し、その施行状況を広く国民に明らかにすることにより、不服申立制度の適正かつ的確な運用を図るための基礎資料を得ること等を目的として実施しているものである。今回は 15 回目の調査であり、法改正後としては初の調査となる。

※ 行政不服審査法（用語集 17 ページ参照）の概要は、21 ページの「参考 2」を参照。また、各用語の意義・内容については、17～20 ページの「参考 1」用語集を参照。

※ 国における状況については、30 年 12 月 26 日に取りまとめ、公表済み。

#### 2 調査対象団体

全ての都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下、「地方公共団体」という。）（計 3,173 団体）

#### 3 調査対象事項等

##### ① 調査対象期間

平成 28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで（29 年 3 月 31 日現在で把握）

##### ② 調査対象項目

調査対象の不服申立てとしては、行政不服審査法（新法）に基づく不服申立て（審査請求、再調査の請求及び再審査請求（用語集 17 ページ参照）、旧法に基づく不服申立て（審査請求、異議申立て及び再審査請求（用語集 17 ページ参照））及び行政不服審査法に基づかない不服申立て（裁定の申請、審判の請求、異議の申出など）（※）とした。

また、調査事項としては、不服申立件数、分野別件数、処理件数（平成 28 年 3 月 31 日以前に不服申立てが行われ、平成 28 年度内に処理した件数を含む。）、処理内容（認容、一部認容、棄却、却下等の別。用語集 17～18 ページ参照）、不服申立てから処理までに要した期間、次年度に処理が係属している件数、審理員及び行政不服審査会等の状況等について把握した。

※ 個別法で独自に設けられている不服申立てについては、行政不服審査法と同様に、行政庁の処分等に対する事後救済手続として設けられているもののみを調査対象とし、行政庁が処分等を行うに当たって利害関係人からの異議の申出を認めるものなど事前救済手続として設けられているものは含まない。

## 第2 調査結果

### 1 行政不服審査法（新法）に基づく不服申立て

#### (1) 不服申立ての概況

##### ア 不服申立件数（別表1・別表4参照）

平成28年度に地方公共団体に対して行政不服審査法（新法）に基づき行われた不服申立ては13,561件であり、その内訳をみると、審査請求が13,404件（98.8%）、再調査の請求が154件（1.1%）、再審査請求が3件（0.01%）となっている。

##### ① 審査請求

審査請求13,404件のうち、情報公開・個人情報保護関係（※1）が3,503件（26.1%）、介護保険法関係が2,024件（15.1%）、高齢者等の医療の確保に関する法律関係が1,782件（13.3%）等となっている。

※ 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づくものをいう。

##### ② 再調査の請求

再調査の請求154件のうち、公害健康被害の補償等に関する法律関係が153件となっている。

※ 残る1件は、再調査の請求の仕組みが法令上規定されていない法律（刑法）に基づく処分に対し提起され、却下されたものである。

##### ③ 再審査請求

再審査請求は3件である。

##### イ 処理件数（別表1・別表4参照）

平成28年度に地方公共団体に対して行政不服審査法（新法）に基づき行われた不服申立て13,561件のうち、処理対象案件は、取り下げられた911件（6.7%）、裁決等によらず手続を終了したもの17件（0.1%）を除く12,633件（93.2%）となっている。

このうち、処理済案件は6,442件（47.5%）、未処理案件は6,191件（45.7%）（※）となっている。

※ 未処理件数には、例えば、年度の後半に申し立てられたために年度内に処理が終了できなかった案件も含まれている。

##### ① 審査請求

処理対象案件は、平成28年度中に新規に申し立てられた13,404件のうち、取り下げられた911件（6.8%）及び裁決によらず手続を終了したもの17件（0.1%）を除く12,476件（93.1%）となっている。

このうち、処理済案件は6,410件（47.8%）、未処理案件は6,066件（45.3%）となっている。

処理済件数6,410件の内訳をみると、高齢者等の医療の確保に関する法律関係が1,768件（27.8%）、介護保険法関係が1,690件（26.5%）等となっている。

##### ② 再調査の請求

処理対象案件は、平成28年度中に新規に申し立てられた154件であり、取り下げられた案件及び裁決等によらず手続を終了した案件はない。

このうち、処理済案件は 30 件 (20.3%)、未処理案件は 118 件 (79.7%) となっている。

### ③ 再審査請求

処理対象案件は、平成 28 年度中に新規に申し立てられた 3 件であり、取り下げられた案件及び裁決等によらず手続を終了した案件はない。

このうち、処理済案件は 2 件 (66.7%) となっている。

## ウ 処理内容 (別表 2・別表 4)

処理済の 6,442 件の処理内容をみると、認容が 155 件 (2.4%)、一部認容が 56 件 (0.9%)、棄却が 4,187 件 (65.0%)、却下が 2,019 件 (31.3%)、その他 (※) が 25 件 (0.4%) (用語集 17~18 ページ参照) となっている。

※ 一部棄却、一部却下などの裁決を行った場合。

### ① 審査請求

処理済の 6,410 件については、認容が 152 件 (2.4%)、一部認容が 56 件 (0.9%)、棄却が 4,161 件 (64.9%)、却下が 2,016 件 (31.5%)、その他 (上記参照) が 25 件 (0.4%) となっている。

### ② 再調査の請求

処理済の 30 件については、認容が 3 件 (10.0%)、棄却が 26 件 (86.7%)、却下が 1 件 (3.3%) となっている。

### ③ 再審査請求

処理済の 2 件については、いずれも却下となっている。

## エ 処理期間 (別表 3・別表 4 参照)

処理済の 6,442 件について、不服申立てから処理に至るまでに要した期間をみると、「90 日未満」が 1,273 件 (19.9%)、「90 日以上 180 日未満」が 3,993 件 (62.0%)、「180 日以上 270 日未満」が 1,057 件 (16.4%)、「270 日以上」が 119 件 (1.8%) となっている (※)。

※ 新法は、平成 28 年 4 月 1 日以降にされた処分に対する不服申立てに適用されており、上記の数値は、それらの不服申立てのうち 29 年 3 月 31 日までに処理済となった案件についての内訳である。

### ① 審査請求

処理済の 6,410 件について、審査請求から処理に至るまでに要した期間をみると、「90 日未満」が 1,258 件 (19.6%)、「90 日以上 180 日未満」が 3,977 件 (62.0%)、「180 日以上 270 日未満」が 1,056 件 (16.5%)、「270 日以上」が 119 件 (1.9%) となっている。

### ② 再調査の請求

処理済の 30 件について、再調査の請求から処理に至るまでに要した期間をみると、「90 日未満」が 14 件 (46.7%)、「90 日以上 180 日未満」が 15 件 (50.0%)、「180 日以上 270 日未満」が 1 件 (3.3%) となっている。

### ③ 再審査請求

処理済の 2 件について、再審査請求から処理に至るまでに要した期間は、「90 日未満」が 1 件 (50.0%)、「90 日以上 180 日未満」が 1 件 (50.0%) となっている。

## (2) 審査請求の手續等の状況

### ア 事由の区分、審査請求の提出方法等（別表5-1参照）

平成28年度に地方公共団体に対して行政不服審査法（新法）に基づき行われた審査請求13,404件について、事由の区分、審査請求の提出方法等をみると、以下のとおりである。

#### ① 事由の区分

事由の区分をみると、「処分」に対する審査請求が12,658件（94.4%）、「不作為」に対する審査請求が310件（2.3%）、「事実行為」に対する審査請求が47件（0.4%）等となっている。

#### ② 提出方法

審査請求の提出方法の内訳をみると、書面（審査請求書）の提出によるもの（※1）が13,398件（99.3%）、「口頭」によるものが4件（0.03%）、「オンライン」によるものが2件（0.02%）となっている。

※1 口頭、オンライン以外の方法（郵送・信書便、持参等）で審査請求がされた場合であり、別表5-1では「その他」に分類している。

※2 審査請求は、原則として書面（審査請求書）を提出して行うこととされているが、他の法律に特別の定めがある場合には、口頭ですることとされている（新法第19条第1項）。また、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条の規定により、オンラインでの審査請求が可能な場合がある。

#### ③ 総代の互選

審査請求人の総代（用語集18ページ参照）が互選された案件は13件（0.1%）となっている。なお、総代の互選命令がなされた案件はない。

#### ④ 審査請求期間を超過しているもの

審査請求時点で審査請求が可能な期間を超過している案件は143件であり、このうち、正当な理由があったため、審査請求が受け付けられたものは16件（11.2%）となっている。

#### ⑤ 補正命令

補正命令（用語集18ページ参照）がなされた案件は1,770件（13.1%）となっている。

#### ⑥ 代理人

代理人によって審査請求がなされた案件は2,085件（15.5%）である。これらについて代理人の属性（複数回答可）をみると、「弁護士」が500件（24.0%）、「税理士」が88件（4.2%）、「行政書士」が12件（0.6%）、「司法書士」が10件（0.5%）、「社会保険労務士」が2件（0.1%）等となっている。

#### ⑦ 参加人

参加人（用語集18ページ参照）のあった案件は31件である。これらについて参加事由をみると、利害関係人からの申出があったものが19件（61.3%）、審理員が必要と認めたものが12件（38.7%）となっている。なお、参加人のあった31件のうち、参加人から意見書が提出されたものは17件（54.8%）となっている。

#### ⑧ 執行停止

執行停止（用語集18ページ参照）についてみると、審査請求人から申立てがあったものが

112件、審理員から意見書が提出されたものが2件となっている。これら114件のうち、審査庁において必要があると認めて執行停止が決定されたのは34件（30.4%）となっている。

このほか、審査庁が執行停止を必要と判断したものが15件あり、このうち執行停止が決定されたのは14件となっている。

## イ 審理手続（別表6-1参照）

審査請求の審理手続は、個別法で適用が除外されている場合のほか、審査庁が合議制の機関である場合や、審査請求が不適法であることが明らかである場合等を除き、審査庁がその職員のうちから指名する審理員（用語集18～19ページ参照）によって行われることとされている（新法第9条第1項）。審理手続についての調査結果は、以下のとおりである。

### ① 審理員

審理員の指名等の状況については、以下のとおりである。

#### i) 指名

未処理案件を含めた審査請求13,404件のうち、平成28年度中に審理員指名がなされた案件は2,962件となっている。

※ 処理済案件6,410件のうち、審理員が指名されたものは826件となっている。

#### ii) 任用形態、属性、勤務形態

審理員指名がなされた2,962件についてみると、審理員の任用形態（複数名いる場合は複数回答可）は、「正規職員」が2,533件、「その他」（※1）が761件となっている。

※1 外部有識者を任期付職員に任用した場合など

※2 処理済案件で審理員が指名された826件については、「正規職員」が709件であり、「その他」が177件となっている。

### ② 審理手続に要した期間

処理済案件で審理員指名がなされた826件について、審理員を指名した日から審理手続終結日までの期間をみると、「90日未満」が470件（56.9%）、「90日以上180日未満」が309件（37.4%）、「180日以上270日未満」が26件（3.1%）、「270日以上」が3件（0.4%）となっている。

また、審理手続終結日から審理員意見書提出日までの期間は、「1週間未満」が415件（50.2%）、「1週間以上2週間未満」が213件（25.8%）、「2週間以上3週間未満」が97件（11.7%）、「3週間以上4週間未満」が40件（4.8%）、「4週間以上」が38件（4.6%）となっている。

※ 未処理案件については、審理手続の進捗状況が様々であることから、以下、③、④及び⑥～⑫については、特に記載がない限り、処理済の827件の内訳を記載している。

### ③ 審理員の交代

処理済案件について審理員が指名された827件のうち、審理員の交代があった案件は6件となっている。

### ④ 審理手続の承継

審理手続の承継がなされた案件は2件であり、その理由としては、2件とも「審査請求人

の死亡に伴う相続」となっている。

#### ⑤ 弁明書及び反論書

弁明書（用語集 19 ページ参照）が提出された案件は 4,554 件であり、このうち、審査請求人から反論書（用語集 19 ページ参照）が提出された案件は 1,240 件（27.2%）となっている。

※ 審理手続を経ないで審査請求を却下する場合及び個別法で適用が除外されている場合を除き、審理手続を行う審理員（審理員の指名が不要な場合は審査庁）は、処分庁に弁明書の提出を求めることとされており（新法第 29 条第 2 項等）、審査請求人は、反論書（弁明書に対する反論を記載した書面）を任意で提出することができることとされている（新法第 30 条第 1 項）。

#### ⑥ 口頭意見陳述

口頭意見陳述（用語集 19 ページ参照）の申立てがあった案件は 420 件であり、このうち、実施したものは 309 件（73.6%）となっている。

#### ⑦ 補佐人帯同

口頭意見陳述を実施した 308 件のうち、補佐人帯同許可の求めがあった案件は 29 件であり、うち 28 件において補佐人帯同が認められている。

#### ⑧ 参考人の陳述、鑑定、検証

参考人の陳述、鑑定、検証の内訳についてみると、審査請求人又は参加人から申立てがあったものは 3 件、審理員の職権によるものが 27 件となっている。これら 30 件のうち、参考人の陳述、鑑定、検証を実施したものは 29 件（96.7%）となっている。参考人が陳述、鑑定、検証を断ったものは無い。

#### ⑨ 争点整理手続

争点整理手続（新法第 37 条等に基づく審理手続の申立てに関する意見聴取手続。用語集 19 ページ参照）が行われた案件は 184 件（2.9%）となっている。

#### ⑩ 証拠書類等の閲覧・写しの交付

証拠書類等について、閲覧の求めのあった案件は 28 件で、このうち実施した案件は 20 件（71.4%）となっている。また、写しの交付の求めのあった案件は 41 件で、このうち実施した案件は 36 件（87.8%）となっている。

※ 証拠書類等の閲覧の求めや写しの交付の求めがあった場合、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ拒むことはできないこととされている（新法第 38 条第 1 項）。

#### ⑪ 閲覧・写しの交付の実施までに要した期間

閲覧又は写しの交付を実施するまでに要した期間の内訳についてみると、「1 週間未満」が 14 件、「1 週間以上 2 週間未満」が 8 件、「2 週間以上 3 週間未満」が 9 件、「3 週間以上 4 週間未満」が 1 件、「4 週間以上」が 8 件となっている。

#### ⑫ 写しの交付手数料の減免

写しの交付に係る手数料の減免が行われた案件は 15 件となっている。このうち、手数料減免の際の添付書類として「生活保護法に基づく扶助を受けていることを証明する書面」が提出された件数は 8 件（53.3%）となっている。

## ウ 行政不服審査会等への諮問（別表7参照）

審査請求について、審査庁である地方公共団体の長等は、個別法で適用が除外されている場合のほか、処分をする際に他の第三者機関の関与がある場合（新法第43条第1項第1号）、裁決をする際に他の第三者機関の関与がある場合（同項第2号）、審査請求人から諮問を希望しない旨の申出がされている場合（同項第4号）、審査請求が不適法である場合（同項第6号）等を除き、当該地方公共団体に置かれる執行機関の附属機関（以下「行政不服審査会等」という。）に諮問することとされている（新法第81条第1項及び第2項）。行政不服審査会等への諮問手続についての調査結果は、以下のとおりである。

### ① 諮問件数

未処理案件を含め、審理員指名がなされた2,961件のうち、行政不服審査会等に諮問された案件は857件である（※）。諮問が行われていない案件についてその理由をみると、諮問の要否が未確定であるもののほか、新法第43条第1項第6号（上記参照）に該当するものが563件、同項第1号（上記参照）に該当するものが146件、同項第4号（上記参照）に該当するものが94件、同項第2号（上記参照）に該当するものが79件等となっている。

※ 処理済の6,410件についてみると、行政不服審査会等に諮問された案件は454件となっている。

### ② 答申までの期間

行政不服審査会等への諮問から答申までの期間についてみると、「90日未満」が437件、「90日以上180日未満」が134件、「180日以上270日未満」が5件となっている。

※ 未処理案件については、審理手続の進捗状況が案件ごとに様々であることから、以下、③～⑦については、行政不服審査会等に諮問されて処理済の454件の内訳について記載している。

### ③ 諮問手続中に取下げのあったもの

諮問手続中に取下げのあった案件はない。

### ④ 参考人の陳述、鑑定

参考人の陳述、鑑定等の実施の必要があると認めた案件は29件となっており、このうち実施したものは24件、陳述、鑑定等を断られたものは1件となっている。

### ⑤ 口頭意見陳述

口頭意見陳述の申立てがあった案件は39件となっており、このうち実施したものは32件（82.1%）となっている。口頭意見陳述を実施した32件のうち、補佐人帯同許可の申立てがあったものは4件（12.5%）となっており、全てにおいて補佐人帯同が認められている。

### ⑥ 提出資料の閲覧・写しの交付

提出資料の閲覧の求めがあった案件は2件となっており、2件とも閲覧を実施している。また、写しの交付の求めがあったものは9件であり、うち8件（88.9%）について写しの交付を実施している。

### ⑦ 答申内容

答申内容についてみると、「棄却相当」が400件、「却下相当」が21件、「認容相当」が17件、「一部認容相当」が4件等となっている。

## エ 裁決（別表 8－1 参照）

審査請求 13,404 件のうち、処理済の 6,410 件における裁決結果についての調査結果は、以下のとおりである。

※ 以下の①～⑥は、処理済の 6,410 件の内訳である。

### ① 処理内容

処理内容については、3 ページの「(1) 不服申立ての概況 ウ 処理内容 ①審査請求」を参照。

認容及び一部認容裁決の計 208 件について、その理由をみると、「違法」が 62 件、「不当」が 132 件、「違法かつ不当」が 14 件となっている。

また、却下裁決 2,016 件について、その理由をみると、「処分性が無い」が 1,110 件 (55.1%)、「審査請求書の不備の補正がされない」が 195 件 (9.7%)、「審査請求期間の超過」が 102 件 (5.1%)、「審査庁が違う」が 40 件 (2.0%) 等となっている。

### ② 事情裁決

事情裁決（新法第 45 条第 3 項に基づく棄却裁決。用語集 19～20 ページ参照）が行われた案件はない。

### ③ 申請認容裁決に伴う措置

申請認容（一部認容を含む。）裁決 208 件のうち、これに伴う措置（新法第 46 条第 2 項等。用語集 20 ページ参照）をとった案件は 79 件 (38.0%) となっている。

### ④ 審理員意見書と裁決の内容が異なるもの

審理員が指名された処理済の 826 件中、審理員意見書と裁決の内容が異なるものは 28 件 (3.4%) であり、その理由をみると、「審理員意見書に違法性がある」が 9 件 (32.1%)、「審理員意見書に不当性がある」が 4 件 (14.3%) 等となっている。

### ⑤ 答申と裁決の内容が異なるもの

答申と裁決の内容が異なる案件は 5 件となっている。

### ⑥ 裁決の内容の公表

裁決の内容を公表した案件は 1,949 件となっている。また、未公表の案件は 4,461 件となっており、その理由（複数回答可）をみると、「個人が特定されるため」が 2,020 件 (45.3%) 等となっている。

### ⑦ 行政事件訴訟法による訴訟が提起されたもの

行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）による訴訟が提起された案件は 50 件となっている。

## (3) 再調査の請求の手續等の状況

### ア 事由の区分、再調査の請求の提出方法等（別表 5－2 参照）

地方公共団体に対して申し立てられた再調査の請求 154 件についての調査結果は、以下のとおりである。

※ 以下の①～⑦については、再調査の請求の申立件数 154 件の内訳である。

### ① 事由の区分

事由の区分をみると、「処分」に対する再調査の請求が 153 件（99.4%）、「事実行為」に対する再調査の請求が 1 件（0.6%）等となっている。

## ② 提出方法

再調査の請求の提出方法をみると、全 154 件が書面（再調査の請求書）の提出によるもの（※1）となっている。

※1 口頭、オンライン以外の方法（郵送・信書便、持参等）で審査請求がされた場合であり、別表 5-2 では「その他」に分類している。

※2 再調査の請求は、原則として書面（再調査の請求書）を提出して行うこととされている（新法第 19 条 1 項・第 61 条）。

## ③ 総代の互選

再調査の請求人の総代（用語集 18 ページ参照）が互選された案件はない。

## ④ 再調査の請求期間を超過しているもの

再調査の請求期間を超過している案件はない。

## ⑤ 補正命令

補正命令（用語集 18 ページ参照）がなされた案件はない。

## ⑥ 代理人

代理人によって再調査の請求がなされた案件は 122 件である。

## ⑦ 参加人

参加人（用語集 18 ページ参照）のあった案件はない。

## イ 決定（別表 8-2 参照）

再調査の請求 154 件のうち、処理済の 30 件における決定内容についての調査結果は以下のとおりである。

※ 以下の①～③については、処理済の 30 件の内訳である。

### ① 処理内容

処理内容については、3 ページの「(1) 不服申立ての概況 ウ処理内容 ②再調査の請求」を参照。

認容決定 3 件の理由についてみると、全て「不当」となっており、「違法」及び「違法かつ不当」はない。

また、却下決定 1 件の理由（複数回答可）についてみると、「処分性が無い」及び「再調査の請求ができない」となっている。

### ② 決定の内容の公表

決定の内容を公表した案件は 1 件である。未公表である 29 件のうち、未公表の理由（複数回答可）についてみると、「個人が特定されるため」が 22 件（75.9%）、「その他」が 7 件（24.1%）となっている。

### ③ 行政事件訴訟法による訴訟が提起されたもの

行政事件訴訟法による訴訟が提起された案件は 1 件である。

## （4）再審査請求の手續等の状況

## ア 事由の区分、再審査請求の提出方法等（別表5-3参照）

地方公共団体に対して申し立てられた再審査請求3件についての調査結果は、以下のとおりである。

※ 以下の①～⑦については、再審査請求の申立件数3件の内訳である。

### ① 事由の区分

事由の区分をみると、3件のいずれも「処分」に対する再審査請求となっている。

### ② 提出方法

再審査請求の提出方法をみると、3件のいずれも書面（再審査請求書）の提出によるもの（※1）となっており、「口頭」によるもの、「オンライン」によるものはない。

※1 口頭、オンライン以外の方法（郵送・信書便、持参等）で再審査請求がされた場合であり、別表5-3では「その他」に分類している。

※2 再審査請求は、原則として書面（審査請求書）を提出して行うこととされているが、他の法律に特別の定めがある場合には、口頭ですることとされている（新法第19条第1項・第66条第1項）。また、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条の規定により、オンラインでの再審査請求が可能な場合がある。

### ③ 総代の互選

再審査請求人の総代（用語集18ページ参照）が互選されたものはない。

### ④ 再審査請求期間を超過しているもの

再審査請求期間を超過している案件はない。

### ⑤ 補正命令

補正命令（用語集18ページ参照）がなされた案件は1件となっている。

### ⑥ 代理人

代理人によって再審査請求がなされた案件は1件である。代理人の属性（複数回答可）は「弁護士」となっている。

### ⑦ 参加人

参加人（用語集18ページ参照）のあった案件はない。

### ⑧ 執行停止

執行停止（用語集18ページ参照）についてみると、審査請求人から申立てがあったもの、審査庁の職権で決定したもののいずれもない。

## イ 審理手続（別表6-2参照）

再審査請求3件のうち処理済は2件であるが、これについて審理員は指名されていない。

## ウ 裁決（別表8-3参照）

処理済の再審査請求2件は、いずれも却下されている。

## （5）審査請求の処理体制（別表9参照）

地方公共団体の規模は多様であり、審査請求の件数も様々であることから、それに応じて審査

請求の処理体制も異なっており、回答のあった地方公共団体 3,173 団体の調査結果は、以下のとおりである。

### ① 標準審理期間

全 3,173 団体のうち、新法で設定が努力義務とされている標準審理期間について、全ての手続について設定している団体は 84 団体 (2.6%)、一部の手続について設定している団体は 52 団体 (1.6%)、未設定の団体は 3,037 団体 (95.7%) となっている。

未設定の団体のうち、今後の標準審理期間の設定について検討を実施していると回答したのは 571 団体 (全ての手続について設定している 84 団体を除く 3,089 団体のうちの 18.5%) であり、このうち全ての手続について標準審理期間の設定を検討していると回答した団体は 58 団体 (10.2%)、一部の手続について設定を検討していると回答した団体は 100 団体 (17.5%)、検討の結果として設定の予定なしと回答した団体は 423 団体 (74.1%) 等となっている。

未設定の理由 (複数回答可) としては、「過去に実績がない不服申立てであり設定が困難であるため」と回答した団体が 2,128 団体、「行政庁の責めに帰さない事情により審理に要する期間が変動し設定が困難であるため」と回答した団体が 542 団体、「法令で規定されているため」と回答した団体が 433 団体等となっている。

設定済の標準審理期間の公表状況を見ると、対外的に公表している団体は 161 団体 (5.2%) であり、未設定の団体も含め公表方法 (予定を含む。複数回答可) についてみると、「求めに応じ提示」と回答した団体が 215 団体、「ホームページ」と回答した団体が 132 団体、「事務所に備付け」と回答した団体が 123 団体等となっている。

### ② 審理員候補者名簿

全 3,173 団体のうち、新法で設定が努力義務とされている審理員候補者名簿を作成している団体は 512 団体 (16.1%)、未作成だが検討中であると回答した団体は 428 団体 (13.5%) となっている。

未作成の理由 (複数回答可) としては、「審査請求の実績が少ないため」と回答した団体が 1,602 団体、「行政庁の規模が小さいため」と回答した団体が 1,045 団体、「審査請求の態様が多種多様であるため」と回答した団体が 158 団体等となっている。

作成済の審理員候補者名簿の公表状況を見ると、対外的に公表している団体は 415 団体である。未作成の団体も含め公表方法 (予定を含む。複数回答可) についてみると、「求めに応じ提示」と回答した団体が 379 団体、「事務所に備付け」と回答した団体が 207 団体、「ホームページ」と回答した団体が 170 団体等となっている。

### ③ 審理員補助者

全 3,173 団体のうち、審理員補助者については、728 団体 (22.9%) で活用されている。

### ④ 裁決の公表方法

全 3,173 団体のうち、裁決の公表方法 (予定を含む。複数回答可) についてみると、「検討中」と回答した団体が 1,997 団体、「行政不服審査裁決・答申データベース」と回答した団体が 542 団体、「求めに応じ提示」と回答した団体が 389 団体、「ホームページ」と回答した団体が 117 団体、「事務所に備付け」と回答した団体が 105 件等となっている。

### ⑤ 行政不服審査会等の設置形態

地方公共団体の規模は多様であり、審査請求の件数も様々であることから、行政不服審査

会等を常設する以外に、案件に応じて臨時に設置することも許容されているところ、行政不服審査会等を設置していると回答した団体は2,067団体（65.1%）となっている。

行政不服審査会等の設置形態についてみると、「単独設置（新設）」と回答した団体が992団体（48.0%）、「単独設置（既存の審査会等の改組）」と回答した団体が250団体（12.1%）、「他団体に委託」と回答した団体が284団体（13.7%）、「他団体との共同設置」と回答した団体が131団体（6.3%）、「一部事務組合等を設置」と回答した団体が92団体（4.5%）、「事件ごとに設置」と回答した団体が308団体（14.9%）等となっている。

#### ⑥ 委員の属性

行政不服審査会等の委員の属性（複数回答可）についてみると、「弁護士」が1,620団体、「税理士」が599団体、「司法書士」が336団体、「行政書士」が336団体、「公認会計士」が51団体、「社会保険労務士」が42団体、「学識経験者」が1,344団体、「行政機関勤務経験者」が856団体となっている。

#### ⑦ 答申の公表方法

行政不服審査会等による答申の公表方法（複数回答可）についてみると、「行政不服審査裁決・答申データベース」と回答した団体が722団体、「団体ホームページ」と回答した団体が159団体、「事務所に備付け」と回答した団体が96団体、「求めに応じ提示」と回答した団体が318団体等となっている。

## 2 旧法に基づく不服申立ての処理状況（別表10参照）

### ア 審査請求

#### ① 申立件数

平成27年度以前から係属している審査請求は152,346件（99.6%）、28年度に申し立てられ旧法が適用される審査請求が564件（0.4%）であり、計152,910件となっている。

#### ② 処理件数

旧法が適用される審査請求152,910件のうち、処理済案件は4,540件（3.0%）であり、処理内容をみると、「認容（容認）」が201件（4.4%）、「棄却」が3,229件（71.1%）、「却下」が1,110件（24.4%）となっている。

#### ③ 処理期間

処理済の4,540件について、処理期間をみると、「6月未満」が664件（14.6%）、「6月以上1年未満」が1,267件（27.9%）、「1年以上2年未満」が1,000件（22.0%）、「2年以上」が1,609件（35.4%）となっている。

#### ④ 取下げ件数

旧法が適用される審査請求152,910件のうち、取下げ案件は5,441件（3.6%）となっている。

#### ⑤ 決定によらず手続を終了した件数

旧法が適用される審査請求152,910件のうち、決定によらず手続を終了した案件は14,981件であり、その理由をみると、「不服申立人の死亡・解散によるもの」が2,115件（14.1%）等となっている。

#### ⑥ 未処理件数

旧法が適用される審査請求 152,873 件のうち、未処理案件は 127,948 件 (83.7%) であり、このうち、未処理期間 3 年未満のものが 2,656 件 (2.1%)、3 年以上のものが 125,292 件 (97.9%) となっている。

未処理期間 3 年以上のものについて、その理由をみると、「1 つの処分に対して大量の不服申立てがなされ処理が困難なもの」が 44,548 件 (35.6%) 等となっている。

## イ 異議申立て

### ① 申立件数

平成 27 年度以前から係属している異議申立てが 12,277 件 (95.1%)、平成 28 年度に申し立てられ旧法が適用される異議申立てが 627 件 (4.9%) であり、計 12,904 件となっている。

### ② 処理件数

旧法が適用される異議申立て 12,904 件のうち、処理済案件は 2,706 件 (21.0%) であり、処理内容をみると、「認容 (容認)」が 253 件 (9.3%)、「棄却」が 2,155 件 (79.6%)、「却下」が 298 件 (11.0%) となっている。

### ③ 処理期間

処理済の 2,706 件について、処理期間をみると、「6 月未満」が 906 件 (33.5%)、「6 月以上 1 年未満」が 729 件 (26.9%)、「1 年以上 2 年未満」が 494 件 (18.3%)、「2 年以上」が 577 件 (21.3%) となっている。

### ④ 取下げ件数

旧法が適用される異議申立て 12,904 件のうち、取下げ案件は 169 件 (1.3%) となっている。

### ⑤ 裁決によらず手続を終了した件数

旧法が適用される異議申立て 12,904 件のうち、裁決によらず手続を終了した案件は 4 件である。

### ⑥ 未処理件数

旧法が適用される異議申立て 12,904 件のうち、未処理案件は 10,027 件 (77.7%) であり、このうち、未処理期間が 3 年未満のものが 2,6006 件 (25.9%)、3 年以上のものが 7,426 件 (74.1%) となっている。

未処理期間が 3 年以上のもの 7,428 件について、その理由をみると、「1 つの処分に対して大量の不服申立てがなされ処理が困難なもの」が 7,287 件 (98.1%)、「不服申立て後の事情の変化により審理が困難になったもの」が 71 件 (1.0%) 等となっている。

## ウ 再審査請求

### ① 申立件数

平成 27 年度以前から係属している再審査請求は 16 件 (51.6%)、28 年度に申し立てられ旧法が適用される再審査請求が 15 件 (48.4%) であり、計 31 件となっている。

### ② 処理件数

旧法が適用される再審査請求 31 件のうち、処理済案件は 17 件 (54.8%) であり、処理内容をみると、「認容 (容認)」が 3 件 (17.6%)、「棄却」が 7 件 (41.2%)、「却下」が 7 件 (41.2%)

となっている。

### ③ 処理期間

処理済の 17 件について、処理期間をみると、「6 月未満」が 12 件（70.6%）、「6 月以上 1 年未満」が 1 件（5.9%）、「1 年以上 2 年未満」が 4 件（23.5%）となっている。

### ④ 取下げ件数

旧法が適用される再審査請求 31 件のうち、取下げられた案件はない。

### ⑤ 裁決によらず手続を終了した件数

旧法が適用される再審査請求 31 件のうち、裁決によらず手続を終了した案件はない。

### ⑥ 未処案件数

旧法が適用される再審査請求 31 件のうち、未処案件は 14 件（45.2%）であり、このうち、未処期間が 3 年未満のものが 12 件（85.7%）、3 年以上のものが 2 件（14.3%）となっている。

未処期間が 3 年以上のもの 2 件について、その理由をみると、「不服申立て後の事情の変化により審理が困難になったもの」が 1 件、「その他」が 1 件となっている。

## 3 行政不服審査法に基づかない不服申立て（新法施行後）

### （1）不服申立ての状況（別表 1 参照）

新法施行（平成 28 年 4 月 1 日）以後の処分に対し、平成 28 年度に地方公共団体に対して行政不服審査法に基づかない不服申立て（※）がなされた案件は 492 件であり、その内訳をみると、地方税法関係（※）が 287 件（58.3%）、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律関係が 76 件（15.4%）等となっている。

※ 固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合に固定資産評価審査委員会に対して行う審査の申出（地方税法）等を指す。

### （2）不服申立ての処理の状況（別表 1、2 及び 3 参照）

#### ① 処案件数

地方公共団体の処理対象案件は、平成 28 年度中に新規に申し立てられた 492 件のうち、取り下げられた 47 件（9.6%）及び裁決等によらず手続を終了したもの 6 件（1.2%）を除く 439 件（89.2%）となっている。

このうち、処理済案件は 363 件（82.7%）であり、未処案件は 76 件（17.3%）（※）となっている。

処理済の 363 件の内訳をみると、地方税法関係が 227 件（62.5%）、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律関係が 59 件（16.3%）等となっている。

※ 未処案件数には、例えば、年度の後半に申し立てられたために年度内に処理が終了できなかった案件も含まれている。

#### ② 処理内容

処理済の 363 件の処理内容をみると、認容が 11 件（3.0%）、一部認容が 7 件（1.9%）、棄却が 209 件（57.6%）、却下が 133 件（36.6%）等となっている。

#### ③ 処理期間

処理済の 363 件について、申立てから処理に至るまでに要した期間をみると、「90 日未満」が 236 件 (65.0%)、「90 日以上 180 日」が 95 件 (26.2%)、「180 日以上 270 日未満」が 28 件 (7.7%)、「270 日以上」が 4 件 (1.1%) となっている。

### (3) 事由の区分、不服申立ての提出方法等 (別表 5-4 参照)

※ 以下の①～⑦については、不服申立件数 492 件の内訳である。

#### ① 事由の区分

事由の区分をみると、「処分」に対する不服申立てが 312 件 (63.4%) 等となっている。

#### ② 不服申立ての提出方法

不服申立ての提出方法をみると、書面 (不服申立書) の提出によるもの (「その他」) が 489 件 (99.4%) となっている。

#### ③ 総代の互選

不服申立人の総代が互選された案件は 5 件 (0.8%) となっている。

#### ④ 不服申立期間を超過しているもの

不服申立期間を超過している案件は 24 件であり、このうち、正当な理由のあった案件は 1 件 (申立てできる旨の教示がなかった) となっている。

#### ⑤ 補正命令

補正命令がなされた案件は 99 件となっている。

#### ⑥ 代理人

代理人によってなされた案件は 117 件である。これらについて代理人の属性 (複数回答可) をみると、「弁護士」が 36 件等となっている。

#### ⑦ 参加人

参加人のあった案件は 2 件となっている。

### (4) 裁決等 (別表 8-4 参照)

(3) の不服申立件数 492 件のうち、処理済の 363 件における裁決等の結果についての調査結果は、以下のとおりである。

※ 以下の①～③については、処理済の件数 363 件の内訳である。

#### ① 裁決等の内容

裁決等の内容についてみると、「認容」が 11 件 (3.0%)、「一部認容」が 7 件 (1.9%)、「棄却」が 209 件 (57.6%)、「却下」が 133 件 (36.6%) 等となっている。

認容及び一部認容裁決等計 18 件について、理由をみると、「違法」が 8 件、「不当」が 10 件となっており、「違法かつ不当」はない。

また、却下裁決等 133 件について、理由 (複数回答可) をみると、「不服申立てができない」が 27 件、「不服申立て期間の超過」が 20 件、「審査庁が違う」が 13 件等となっている。

#### ② 裁決等の内容の公表

裁決等の内容を公表した案件は 51 件 (14.0%) となっている。裁決等の内容が公表されなかった理由 (複数回答可) をみると、「個人が特定されるため」としているものが 157 件等となっている。

### ③ 行政事件訴訟法による訴訟が提起されたもの

行政事件訴訟法による訴訟が提起された案件は 11 件となっている。

## 4 行政不服審査法に基づかない不服申立て（新法施行前）の処理状況（別表 10 参照）

### （1）申立件数

新法施行前の処分に対しなされた行政不服審査法に基づかない不服申立てのうち、平成 27 年度以前に申し立てられ、28 年度に処理が係属しているものは 381 件（87.4%）、28 年度に申し立てられたものは 55 件（12.6%）であり、計 436 件となっている。

### （2）処理件数

（1）の不服申立件数 436 件のうち、処理済案件は 304 件（69.7%）であり、このうち処理内容をみると、「認容」が 37 件（12.2%）、「棄却」が 220 件（72.4%）、「却下」が 47 件（15.5%）となっている。

### （3）処理期間

処理済の 304 件について、処理期間をみると、「6 月未満」が 70 件（23.0%）、「6 月以上 1 年未満」が 59 件（19.4%）、「1 年以上 2 年未満」が 126 件（41.4%）、「2 年以上」が 49 件（16.1%）となっている。

### （4）取下げ件数

（1）の不服申立件数 436 件のうち、取下げ案件は 23 件（5.3%）となっている。

### （5）裁決等によらず手続を終了した件数

（1）の不服申立件数 436 件のうち、裁決等によらず手続を終了した案件は 4 件である。

### （6）未処理件数

（1）の不服申立件数 436 件のうち、未処理案件は 105 件（24.1%）であり、このうち、未処理期間「3 年未満」のものが 34 件（32.4%）、「3 年以上」のものが 71 件（67.6%）となっている。

未処理期間 3 年以上のもの 71 件について、その理由をみると、「1 人の不服申立人から大量の不服申立がなされ処理が困難なもの」が 10 件（14.3%）等となっている。

(参考 1)

## 用 語 集

※ページ番号は初出ページ

### 【行政不服審査法】(1 ページ)

行政庁の処分その他の公権力に当たる行為（以下「処分」という。）に関する不服申立ての一般的な制度を定めた法律。昭和 37 年に制定され（旧法：昭和 37 年法律第 160 号）、平成 26 年に全面改正された（新法：平成 26 年法律第 68 号。平成 28 年 4 月施行）。概要は、20 ページ「参考 2」を参照。

### 【審査請求】(1 ページ)

新法及び旧法による不服申立ての類型の一つ。

旧法においては、処分庁等（処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁をいう。以下同じ。）以外の行政庁に対して行う不服申立てとされており（旧法第 3 条第 2 項）、処分についての審査請求は、処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）に上級行政庁がある場合のほか、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特に定めがある場合に行うことができることとされていた（旧法第 5 条）。

新法においては、旧法における異議申立てに相当する部分も含め、基本的な不服申立ての類型が審査請求に一元化され、処分庁等に上級行政庁があるか否かにかかわらず、審査請求によることとされている（新法第 2 条）。

### 【再調査の請求】(1 ページ)

新法による不服申立ての類型の一つで、個別法に特別の定めがある場合に、審査請求の前段階の手続として、処分庁に対して行うことができる（新法第 5 条）。

### 【再審査請求】(1 ページ)

新法及び旧法による不服申立ての類型の一つで、個別法に特別の定めがある場合等に、審査請求の裁決を経た後に行う不服申立てのこと（新法第 8 条、旧法第 8 条）。

### 【異議申立て】(1 ページ)

旧法による不服申立ての類型の一つで、処分庁等に対して行う不服申立てのこと（旧法第 3 条第 2 項）。

処分についての異議申立ては、処分庁に上級行政庁がない場合のほか、法律に特に定めがある場合に行うことができることとされていた（旧法第 6 条）。

### 【認容】(1 ページ)

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて理由があるとして、不服申立人の主張を認め、原処分を取消し等を行うこと（新法第 46 条第 1 項等）。

### 【一部認容】（1 ページ）

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて一部に理由があるとして、不服申立人の主張を一部認める（原処分の一部取消し等を行う）こと（新法第 46 条等）。

### 【棄却】（1 ページ）

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて、理由がないとして、不服申立人の主張を認めないこと（新法第 45 条第 2 項等）。

### 【却下】（1 ページ）

裁決等の態様の一つで、法定の不服申立期間を超過しているなどの場合に、不服申立てが不適法として（本案の審理を行わずに）退けること（新法第 45 条第 1 項等）。

### 【総代】（4 ページ）

多数の人が共同して審査請求などの不服申立てをしようとするときに、共同不服申立人が互選により選任する手続を行う代表者のこと。審理員等（不服申立ての審理手続を行う審理員、審査庁等をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、総代の互選を命ずることができる（新法第 11 条第 2 項等）。総代は、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、その不服申立てに関する一切の行為をすることができる（同条第 3 項等）。

### 【補正命令】（4 ページ）

不服申立てを受けた行政庁が、審査請求書などの不服申立書に不備がある場合に、不服申立人に対し、その不備を補正するよう命ずるもの（新法第 23 条等）。

### 【参加人】（4 ページ）

不服申立ての手続に参加する利害関係人のこと。利害関係人は、審理員等の許可を得て参加することができ（新法第 13 条第 1 項等）、審理員等は、必要があると認める場合には、利害関係人の参加を求めることができる（同条第 2 項等）。

参加人は、審理手続において、手続に参加した事件に関する意見書を提出することができる（新法第 30 条第 2 項等）。

### 【執行停止】（4 ページ）

不服申立人の権利利益を保護するため、裁決等までの間の暫定的な措置として設けられている制度で、審査庁等は、必要があると認めるときは、不服申立人の申立てにより、処分の効力やその執行の停止の措置をとることができることとされている。審査庁等が処分庁やその上級行政庁である場合には、職権により行うこともできる（新法第 25 条等）。

### 【審理員】（5 ページ）

審査庁（審査請求を受けた行政庁をいう。以下同じ。）等の指名により、審理手続を行う職員のこと

と。新法において新たに設けられたもので、委員会等が審査庁である場合や、審査請求が不適法であることが明らかである場合等を除き、審査請求の審理手続は、審査庁ではなく審理員が行うこととされている（新法第9条第1項）。

審理員は、弁明書の提出要求や口頭意見陳述の実施などの審理手続を主宰することとされており、審理手続の終結後は、その結果を審理員意見書として審査庁に提出することとされている（新法第42条）。

#### **【弁明書】（6 ページ）**

審査請求の審理手続において、処分庁がその弁明（主張）を記載し、提出する書面のこと。審理員は、審査庁から指名を受けたときは、処分庁に対し弁明書の提出を求めるものとされている（新法第29条第2項）。

#### **【反論書】（6 ページ）**

審査請求の審理手続において、処分庁が提出した弁明書に対する審査請求人の反論を記載した書面のこと。弁明書が提出された場合に、審査請求人が任意で提出することができる（新法第30条第1項）。

#### **【口頭意見陳述】（6 ページ）**

審査請求の審理手続等において、審査請求人等又は参加人の申立てにより行われる、口頭による陳述のこと。審理員等は、口頭意見陳述の申立てがあつた場合には、陳述の機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、口頭意見陳述を実施しなければならない（新法第31条第1項等）。口頭意見陳述の申立てをした者は、口頭意見陳述に際し、許可を得て補佐人（専門知識をもって申立人の陳述を補佐・援助する第三者）を帯同することができる。（同条第3項等）。

#### **【争点整理手続】（6 ページ）**

審理員等が、審理が必要な事項が多数にわたる、錯綜しているなどにより、審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合に、争点整理等を行うために審査請求人や処分庁を招集して行う審理手続の申立てに関する意見聴取のこと（新法第37条等）。

#### **【行政不服審査会等】（7 ページ）**

新法に基づき、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックすることを目的に総務省に置かれた団体（審議会等）で、審査庁である各省大臣等からの諮問を受けて調査審議を行い、答申を行う。なお、地方公共団体に対する審査請求については、地方公共団体に置かれる同様の団体が諮問を受けることとされている（新法第43条第1項）。

#### **【事情裁決】（8 ページ）**

不服申立てに係る処分が違法・不当であるものの、取り消すと著しく公益を害する（公共の福祉に適合しない）場合に行うことができる棄却裁決のこと。

この場合、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない

い（新法第 45 条第 3 項等）。

**【申請認容裁決に伴う措置】**（8 ページ）

申請拒否処分（許認可等の申請を却下・棄却する処分）の取消しを求める審査請求を認容してその申請拒否処分を裁決で取り消す場合等に、裁決に併せて行う、元の申請を認容する処分を行う措置。審査庁は、申請拒否処分を取り消す場合において、元の申請に対して一定の処分を行うべきであると認めるときは、この措置をとることとされている（新法第 46 条第 2 項）。

# 行政不服審査法(新法)の概要

## <目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、**国民の権利利益の救済**を図るとともに、**行政の適正な運営を確保**

(行政庁の処分に関する**不服申立て**についての**一般法**(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

## <不服申立ての対象等>

### 【対象】

- 行政庁の全ての**処分・申請に対する不作為**  
※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

### 【資格】

- 処分に**不服がある者**(不作為の場合は**申請をした者**)  
※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。  
(取消訴訟の原告適格と同範囲)

### 【不服申立期間】

- 処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月**(原則)  
※正当な理由がある場合は、この限りでない。

### 【処理(裁決・決定)】

- 申立てに**理由あり** ⇒ **認容**
- 申立てに**理由なし** ⇒ **棄却**
- 申立てが**不適法** ⇒ **却下**
  - ・処分の場合 原処分の**取消し・変更**
  - ・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を**宣言**  
※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)をする(よう処分庁等に命ずる)ことが可能

## <審査請求の基本的な流れ>

